

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給いたします。

1 内容

(1) ひとり親世帯（対象児童見込：約 1,800 人）

支給対象者	申請手続	支給時期等
① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者	申請不要 (プッシュ型支給)	5月中旬 個別通知発送 5/30 振込支給
② 公的年金等受給により令和5年3月分の児童扶養手当を受けていない方（所得が児童扶養手当の所得制限限度額を下回る方に限る） ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準に減少している方	申請必要	6/1から申請受付開始 以後 順次支給予定 (申請期限：R6/2/29)

(2) ひとり親世帯以外の子育て世帯（対象児童見込：約 1,300 人）

支給対象者	申請手続	支給時期等
① 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」を受給した世帯等	申請不要 (プッシュ型支給)	5月中旬 個別通知発送 5/30 振込支給
② 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方	申請必要	6/1から申請受付開始 以後 順次支給予定 (申請期限：R6/2/29)

2 給付額

対象児童 1 人当たり 5 万円

※ 申請が必要な支給対象者（上記（1）②③及び（2）②）の対象児童の範囲は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）（令和6年2月29日までに出生する新生児を含む）

3 申請手続等についての問合せ

- 小樽市子育て世帯生活支援特別給付金窓口（市役所別館5階：こども未来部こども福祉課内）
- 電話番号：0134-31-1533（給付金専用電話）
- 受付時間：9時から17時20分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）